

報告第 1 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告する。

専決処分第 1 号

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、「地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定」に基づき、次のとおり専決処分する。

令和3年3月29日

幕別町長 飯田 晴義

損害賠償の額を定めることについて

幕別町は、次のとおり損害賠償の額を定めるものとする。

1 理由

令和3年3月10日午後3時頃、幕別町札内北栄町50番地5付近の町道札生南通において、相手方が運転する車両が当該道路を走行中、堤防側（西側）の街路樹の太い枝が強風の影響により折れて車両に覆い被さるように倒れ込み、ボンネット及びバンパー等の車両前方を損傷する事故が発生したことから、これに対する損害賠償の額を定めるものとする。

2 損害賠償額 275,440円

3 損害賠償の相手方

町内在住の女性